

REPORT 3

—レポート—
男女共同参画社会をめざす 2005.2.25 NO. 3



特集 裁判への市民参加 —わたしの感覚だいじょうぶ?—

男女共同参画社会をめざす

ゆうレポート 3

平成17年2月25日発行
刊行物登録番号 16-1-1-108

発行/東京都北区子ども家庭部男女共同参画推進課

〒114-8508
TEL 03-3908-9307 FAX 03-3908-6606
北区王子1-1-1

こんな本
が読みたい

【講座の理解を深めるために】

情報コーナーでは、「スペースゆう」主催講座の講師の著書や関連するテーマをあつかったものなど、講座の参考となる資料を提供しています。どうぞご利用ください。

2004年度の講座では...

- 『女性作曲家列伝』[762]
小林緑編著/平凡社/1999
- 『こどもと出会い別れるまで—希望の家族学1・2』[367.3]
石川憲彦著/ジャパンマシニスト社/2003
- 『結婚の条件』[367.4]
小倉千加子著/朝日新聞社/2003
- 『(改訂版)根絶! 夫からの暴力'04』
内閣府男女共同参画局/日本広報協会/2004

新着図書のご紹介

- 『無名の人 石井筆子』[289]
一番ヶ瀬康子・他編/ドメス出版/2004
- 『パラサイト社会のゆくえ』[367.3]
山田昌弘著/筑摩書房/2004
- 『愛する、愛される—デートDVをなくす・若者のためのレッスン?』[368]
山口のり子著/梨の木舎/2004
- 『DV加害男性への心理臨床の試み』[368]
草柳和之著/新水社/2004
- 『男女共同参画社会へ』[367.1]
坂東眞理子著/勁草書房/2004
- 『ファンタジーとジェンダー』[367.1]
高橋準著/青弓社/2004
- 『男女協働の職場づくり』[366]
渡辺峻・他著/ミネルヴァ書房/2004
- 『少子化社会の家族と福祉』[367.3]
袖井孝子編著/ミネルヴァ書房/2004
- 『女性のための「小さなお店」成功への開店開業講座』[366]
主婦と生活社編/主婦と生活社/2003
- 『なぜか誰も教えない 60歳からの幸せの条件』[367.7]
石川由紀著/情報センター出版局/2004
- 『女性のための「離婚のマナー学」』[365]
田中涼子著/主婦の友社/2004
- 『平安朝女の生き方』[367.2]
服藤早苗著/小学館/2004
- 『女性解放の人権宣言』[367.1]
笹沼朋子著/創風社出版/2004
- 『建築家とつくる 私だけの小さな家』[365]
杉本薫著/インデックス・コミュニケーションズ/2004

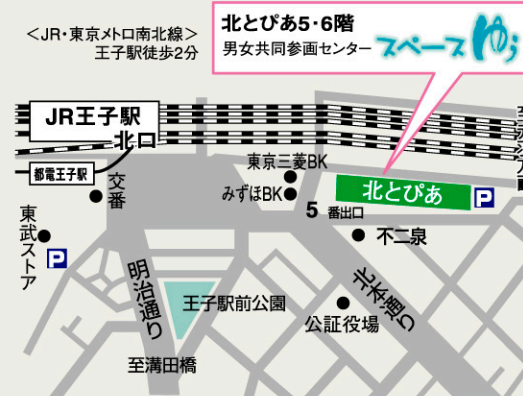
GALLERY



作/荒川 明美 めふ(NUU)手芸教室主宰

「モラ」刺繍による画です。「モラ」とは南米大陸の中央部パナマ北岸にあるサン・ブラス諸島に住むクナ族の女性の衣装の上着の胸や背に縫いこまれた飾り布のことをいいます。「多重アププリケ」と呼ぶ人もいます。南国らしい強烈な色の組み合わせや、鳥、魚、太陽、迷路などその暮らしがわかるようなものをモチーフに取り入れているのが魅力です。たてまつりで縫いますが、と

ても複雑に見える出来上がり面白いです。今年も西暦です。「みなさまゆとりをもって、色とりどり、うっとりするような素晴らしい年になりますように」と願いを込めました。めふ手芸教室も発足して5年。めふには縫うの他にフランス語でわたしたちの意味もあります。



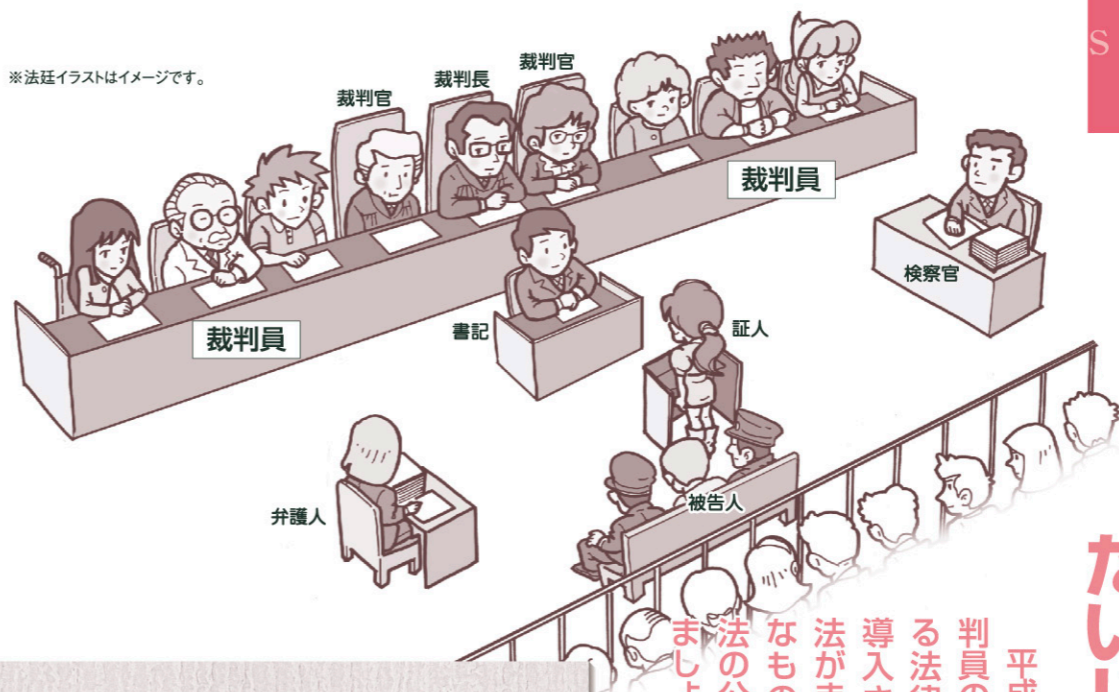
編集後記

今号より、「北区にゆかりの女性たち」をシリーズで掲載することとなり、第1回目は、「石井筆子」を取り上げました。取材をとおして石井筆子の功績を知れば知るほど、これほどの人物がなぜ北区においても知られていなかったかと深く考えさせられました。これは、筆子が女性であり、同時に知的障害児教育に携わった為、正統派の歴史研究の対象にはなり得なかったこと。このことに加え、「道」を伝えて、己を伝えず」という筆子が生涯貫いたクリスチャンとしての生き方も無名の所以ではなかったかと改めて筆子の歩んだ苦難の道に思いをめぐらせた。取材を通して聴かせて頂いた「天使のピアノ」。あの天使の羽のように柔らかなで澄んだ音色が忘れられません。本記事を書くにあたり滝乃川学園吉村理事長及び福祉文化室長の河尾豊司様には、貴重な写真の貸し出しを始め、原稿のご校閲等大変お世話になりました。ここから感謝申し上げます。

裁判への市民参加

わたしの感覚

だいじょうぶ?



※法廷イラストはイメージです。

平成16年5月に公布された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」により、裁判員制度が導入されることになりました。法がますますわたしたちの身近なものになるうとしている今、法の公平さとは何かを考えてみましょう。

裁判員制度がスタート

国民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員制度が、平成21年5月までの間に始まりです。裁判員はどのように選出され、どのようなことをするのでしょうか。

裁判員は、まず、選挙人名簿をもとに作成された裁判員候補者名簿の中から、事件ごとに候補者がくじで選ばれます。次に、裁判所での候補者の中から裁判員を選ぶための手続きが行われます。ここで、辞退希望が認められた人(70歳以上の人や病気・介護といった事情がある人など)と、裁判員にならない理由のある人(司法関係者や事件に関係する人など)が除外され、最終的に、ひとつの事件につき6人の裁判員が選出されます。

裁判員になると、3人の裁判官と一緒に裁判に出席し、証拠をすべて調べた後で事実認

定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを裁判官と一緒に話し、評決します。評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をし、裁判員としての仕事が終了します。

裁判員の職務を行うために仕事を休むことはできませんし、休んだことを理由に雇用主が解雇など不利益な扱いをしてはならないと、法律で定められています。裁判員には交通費や日当も支払われます。また、裁判員になったことでトラブルに巻き込まれないよう、いくつかの措置がとられています。

国民の司法参加を実現する裁判員制度。法律の専門家ではない人たちの感覚が裁判の内容に反映されることとなります。この時間問われるのが、わたしたちの感覚。性別によって偏った見方をしていないか、女性に二方的に不利益な判断をくだしていないか、これからはその検証も必要になってくるでしょう。

裁判員制度を体験する

昨年11月27日に開催された北区さんかく大学特別公開講座「裁判員制度とは」司法参画に備えて知っておきたい事」では、傷害事件を事例とした模擬裁判が行われました。飲食店で働く女性が、酔っからんできた会社員の男性を駅のホームから突き落とし、重症を負わせたという今回のケース。「自分ならどんな判断をくださるのか」。参加者全員が裁判員に選ばれたことを想定しながら、検察官の冒頭陳述、証人尋問、被害者・被告人質問といった、実際の裁判に則したやり取りを熱心に見守りました。

「男性がひどく酔っからんでいるのに女性が逃げなかったので、女性の店の客だと思つた。女性が「死んでしまえ」と男性に言ったような気がする」という証人。「酒もあまり飲んでいないし、女性に暴言を吐いたり体に触ったこともない」と主張する被害者。「泥酔した男性にいやらしいことを言われ続け、体も触られたので払いのけたら落ちただけで、突き落としたのではない」と反論する被告人。いったい誰が本当のことを言っているのか。正当防衛は成立するのか。

事実認定のうち、裁判官と裁判員による評議が行われます。この日の裁判員の構成は4人(通常は6人)。「水商売の女性からまれてもしかたがない。男性は世間的に認められた仕事をしており、発言には信憑性がある(60代・大学教授・男性)」、「卒論執筆中に先生にセクハラを受けたことがあり、この話を聞いて怖くて動揺し考えられない(20代学生・女性)」、「どちらにもそうだと思えるところがあ

「模擬裁判の様子」



▲弁論をする弁護士



▲裁判官と裁判員



▲論告求刑をする検察官



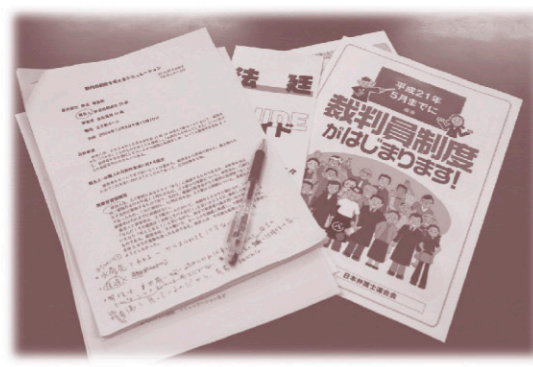
▲被害者の証言

女性)、「酒を飲んだときこそスマートな行動をとるべきで、女性がいやだということをするのは同性として恥ずかしい(30代・ウーラー・男性)」といった設定されたキャラクターに基づき意見を述べた後、参加者もグループに分かれて評議を行いました。その際、「事実ではなく、証言者の人格や職業をポイントにして判断しているのか」、「裁判員の性格や考え方も影響するのでは」などの問題点が指摘されました。

そしていよいよ判決。被告人は無罪となりましたが、事実を認定することの大切さと、誰の証言がもっとも信頼できるのかを判断することの難しさを実感しました。

最後の質疑では、「裁判員の年齢や男女比は考慮されない」、「介護や育児を担っているのは女性の方が多いし、サラリーマンも会社を休めない。いずれにしても、公的援助やなんらかのフォローが必要」といった改善点が

あげられました。また、参加者からも、「偏見や先入観のない姿勢を保って判断することの大切さを学んだ」、「裁判にも、ジェンダーの視点が大事」などの感想が出されました。



グループ討議





ジェンダー法学ってなに？

法における男女平等の取り組み

最近、ジェンダー法学あるいは司法におけるジェンダー・バイアスということが言われています。これは一体どのようなものなのでしょうか？

まず、法とは、性別にかかわらず中性的なものと思われてきました。男性女性に関わりなく普遍的に適用されるものが法であり、更に近代法は、女性に対する差別を禁止しているため、男性に有利に出来ているはずはないとされています。しかし、この中で、今までは価値中立的と思われてきたものが決してそうではなく、常識や社会通念という目に見えないが確固としてある規範によって、女性に不利益を強いたり、差別を容認していることが気づかれるようになってきました。この女性であるが故に法的に不利益に取り扱われることを司法におけるジェンダー・バイアスといい、この事態をジェンダーの視点から学問的に洗い直そうというのがジェンダー法学なのです。

ジェンダー法学の範囲は、すべての法分野にかかわっています。従来の法学は、例えば刑法、民法、家族法、労働法等法律の種類によって細かく分けられていました。でも、それらの法が適用されるすべての分野に男女が存在します。ジェンダー法学はこのどんな分野にあっても存在する男女が、法的に扱われなければならないとするものなので、法の種別を超えて横断的にならざるをえないのです。2003年12月、我が国にも、ジェンダー法学会が立ち上がりました。この学会には、既に刑法学会、民法学会、労働法学会等で活躍している多くの学者、また各分野の事件を手がけている弁護士、さらに、被害を被った女性の救済に取り組んでいる多くの現場の人々が集まり、分野を超えた研究が取りまとめようとしています。

法の命は公平さにあります。公平さに欠ける法は、人々の信頼を得られません。司法の場における公平さを考えるために、従来の見方とジェンダーの視点にたった見方を比較してみましょう。

事例-その1-家事分担

男 「妻は家事をしない。自分が仕事から帰っても食事が出来ていない。こんな女房とは刻も早く別れたい」

従来の見方 家庭を守り、家族が安らぐように気を配るのが妻の役目。家事をしない妻は非難されて当たり前。

ジェンダーの視点 家事は夫婦で協力してやるもの。妻のみ固定的に役割分担するべきではないのだから、夫も家事を分担していたかどうか、妻のそれと同じように問題にされるだろう。

事例-その2-セクハラ

女 「上司から食事に誘われたけど断ったら、露骨に仕事をくれない。同僚とわざと懇談をしたり、嫌がらせをされた。仕事を辞めるしかない。」

従来の見方 上司に恋愛感情を持たれたのは、個人的なこと。職場は和、協調性が大切なのだから、我慢するしかないのでは。

ジェンダーの視点 職場での性的言動は女性が働き続ける上で大きな障害要因である。会社は、働く場の環境保全の一つとして、上司の嫌がらせを止めさせる義務がある。

事例-その3-DV

男 「時々妻を殴ったが、夫婦げんかが行き過ぎただけ。翌日には仲直りしているし、それに妻は自分から怒られる理由も分かっている。何度言ってもわからないから殴るんだ。」

従来の見方 暴力はいけないが、夫が殴るにはそれなりの理由があるはず。妻の方もよく考えて、夫に暴力をふるわせないようになれば良い。

ジェンダーの視点

どんな理由があっても暴力は許せない。それは基本的に妻を夫の従属下におく。他人に許されない暴力が妻へなら許されることは、妻を夫の所有するものとする考えによるのであって、見逃してはならない。また妻への教育などという理由も、夫婦が対等な立場に立っていない、妻の人格を一段と低いものとみていることの現れではないのか。

事例-その4-強姦

女 「大学のコンパでお酒を飲み過ぎ、送ってくれるというから車に乗ったら、車の中でレイプされた。友達だと思って安心してしまった。」

従来の見方 酔っぱらって送ってもらうなんて、女性の方にもスキがあったのではないのか。大体、車のような狭い中なら必死に抵抗すればセックスできないはずだ。本気で抵抗したかどうかも怪しい。

ジェンダーの視点

強姦にあった時、戸締まりの悪い被害者を責める人はいない。しかし、強姦の場合、被害者の服装が派手だったからとか、酔ってしなだれてきたからとか、被害者の落ち度を取りざたされる。これは、男性の性は攻撃的であって、これから身を守るためには、女性が男性を刺激しないように注意しなければならぬのに、これを怠った女性は、その結果を受け入れなければならないという前提に立っている。また、本気で抵抗したかどうかを問題にすることも、女性は貞操を守るために生命・身体の危険を冒しても最後まで抵抗するものだから保護する必要はないという前提に立っている。男性の性に甘いのには不当ではないだろうか。

事例-その5-離婚

女 「夫は私が外に出るのを嫌い、お金の使い方も円までごまごま聞かれ、「だらしない」「愚図だ」と私を罵倒し、もう耐えられないので離婚して、慰謝料をもらいたい。3歳と5歳の子どもがいる。」

従来の見方 夫は家庭を大事にしているから細かいことまでいうのではないのか。子どものために家庭を守ってればいつか夫も変わってくる。このようなことで離婚が認められないし、もし認められるとしても、性格の不一致なのだから、慰謝料はもらえない。

ジェンダーの視点

妻の行動を監視や制約したり、まして罵倒するなどは、言葉だけでも暴力である。夫婦の間でも人格は尊重されなければならない。人格が無視された日常は、精神的に著しい負担を強いるのであるから、離婚も認められるだろうし、夫の暴力によって結婚生活が破綻したのだから、慰謝料も支払われなければならないだろう。

事例-その5-賃金格差

女 「家族手当や住宅手当が世帯主にしかつかず、女性の賃金は低くなってしまふ。女性にもつけて欲しい。」

従来の見方 家族手当や住宅手当は一家を養う世帯主に支給されるのが当然。世帯主に支給しているのだから、男性に支給しているのではないのだから差別ではない。

ジェンダーの視点

一家の主は男であるべしという社会通念によって世帯主の殆どが男性である。その世帯主という中立的な要素によって結果として差別を生む「間接差別」も差別として改められなければならない。

事例-その6-慰謝料

男 「交通事故で顔にけがをし、大きな傷跡が残った。後遺症として慰謝料を請求したが、男だから顔に傷があっても慰謝料と、女性に比べて低い慰謝料しかもらえない。」

従来の見方 女性は顔が命。顔の善し悪しで人生が決まる。女性の顔に傷を付けたら損害も大きいから男性よりも慰謝料が高いのは当たり前。

ジェンダーの視点

顔に傷が残ることの苦痛は男性も女性も同じなのだから、男性にも女性と同じように補償する必要がある。女性の美貌の損傷に対し男性より高く補償するのは、女性の顔とか体を商品とみていることでもあり、人格を軽視することにも通じるのではないのか。

石井 筆子

鹿鳴館の華から
知的障害児教育・福祉の先駆者へ



日本近代女子教育者の一人で、知的障害児福祉の先駆者として滝乃川学園の揺籃期から関わり、二代目学園長になった女性である。また、平塚らいてうの「青鞜」創刊号(明治44年)における婦人解放宣言より以前(明治30年)、「大日本婦人教育会雑誌」に男女同権と女子教育の重要性を訴える論説を発表している。

しかし、石井筆子は受洗した宣教師の教え「道を伝えて己を伝えず」という精神を生涯貫き、その功績は知られていない。

鹿鳴館の華として

石井筆子は、1861年長崎県で誕生。早くから上流階級なみの教育を受け、若くして英語、フランス語、オランダ語に堪能で、東京女学校(通称竹橋女学校)に学び、その後フランスへ留学した。2年近い留学を終えた筆子は同郷の高級官吏小島果と結婚、たびたび鹿鳴館の舞踏会に参加し、「鹿

鳴館の華」と評判であった。舞踏会での筆子の美しさは、明治天皇の侍医であったドイツ人医師エルウィン・ベルツの残した「ベルツの日記」で、「余は、これまでの生涯にて遭遇せし最も豊麗なる女性小島夫人の出現により、特に心惹かれた。彼女は流暢に英、仏、蘭語を話し、日本の袴を洋服の一部分に使用する勇氣を持っていた」と絶賛している。

結婚1年後、筆子は新設の華族女学校(女子学習院の前身)のフランス語教師となり、九条節子(後の大正天皇の皇后である貞明皇后)にフランス語を教え家庭教師もしている。

これが縁で後に、滝乃川学園の運営でたびたび皇后に助けられた。津田梅子も当時、同校の英語の教師として勤務し、共に意欲的、開明的に女子教育に取り組んで終生、盟友であった。

夫を亡くして間もなく、開校していた静修女学校の校長に自ら就任して近代女子教育者として活躍した。1898年、津田梅子と共にアメリカ合衆国のデンバー市で開催して組織変更し、子爵渋沢栄一を理事長に迎えた。

これには、筆子の竹橋女学校時代の同窓の友人、穂積歌子(渋沢栄一の長女)の力が預かって余りあった。

現在、滝乃川学園は国立市谷保の8000坪の広大な土地に移転している。今年、創立115年を迎える。この学園の発展は、筆子の優しさと強い忍耐によるところが大きい。筆子がクリスマス祝会での演奏のほか、時々弾いては、園児に賛美歌を教えたという天使の装飾がほどこされている鹿鳴館時代の「天使のピアノ」と、美しい筆子の写真を見つめていると、全く異なった2つの世界に生きた筆子の心の奥が思われる。



▲惨事後、療養する石井筆子

参考文献

- 「無名の人 石井筆子」番ヶ瀬康子 津曲裕次 河尾豊司 編 (ドメス出版)2004
- 「石井筆子の生涯」 大村市石井筆子顕彰事業実行委員会 2002
- 「天使のピアノ」ネット武蔵野
- 「石井筆子」(シリーズ福祉に生きる四十九) 津曲裕次 著(大空社)2001



* 相談室から * —こころと生き方・DV相談—

■「買い物をやめられない」■

来談者：今、30代で夫、夫の母と2人の子どもの5人家族です。自営で、私は営業の經理を手伝っていますが、実は「買い物すぎ」じゃないかと思いで、相談に来ました。

相談員：よくいらっしゃいました。相談にくるのは勇気がいりますね。ここで話されたことは秘密厳守ですので、安心してお話しください。「買い物すぎ」というのは?

来談者：洋服やバッグが多いのですが、使わないものも多いし、買った後、後悔したり落ち込んだり、「ああ買ってしまった」と思います。とうとう消費者金融からも借りてしまい、家族には言わずに自分でなんとか返済しているのですが、また借りてしまったらと思うと不安です。でも、今は買い物は少し減っています。

相談員：買い物でも楽しくなかったり、経済に影響が出始めたのはいつ頃でしょうか?

来談者：2年前に、子どもの幼稚園のおかあさん仲間で、ささいなトラブルからお友達がなくなった時期だと思います。1回パーッと買い物したら気持ちがスッキリして、最初はよかったけど、1年前位からもやもやしています。そういえば夫の母の病氣も重くなりました。

相談員：人との関係が大変な時期だったんですね。相談できる人はいましたか?

来談者：近所の人には言えませんが、学生時代の友人で子どものいる人に電話しました。「似たようなことが自分の周りにもある」と言ってくれて、少しほっとしました。でも夫は「くだらない」と言って、耳を傾けてはくれませんでした。

相談員：自営で仕事をされているようですが、夫婦でお話はされますか?

来談者：仕事のことは話しますが、子どものことでも私の人間関係の話はダメですね。仕事のことでは、夫が自分の考えを一方的に話すことが多くて…仕事熱心なのはうれいですが、食事のときも、私や子どもたちは父親の話は黙って聞いてます。

相談員：「買い物すぎ」の相談ですが、きっかけを思い出してみいかがですか?

来談者：「買い物すぎ」は自分が悪い、だから夫の話は黙って聞かなくてとは、どこかで思っていたようです。人間関係で悩んでいたから「買い物すぎた」のでしょうか?

相談員：買い物は楽しみでもあります。自分や周りの人が困るほどになると「買い物依存」と言えるでしょう。その背景には人との関わり方やコミュニケーションの中で、自分では気づきにくい悩みを抱えていることが多いのです。自分の気持ちが言えなかったり、頼まれたことに「ノー」が言えないなどです。しばらく個人相談を続けて、買い物の状態をみながら、周りの人との関係を振り返るのはいかがでしょうか?

来談者：そうですね…いろいろ話したいことが浮かんできました。ぜひお願いします。

相談員：少し整理ができれば、グループで話し合うのも効果的ですよ。時期をみてご紹介しましょう。

—このケースは複数の相談から作成したものです。—

知的障害児教育・福祉の先駆者として

結婚したエリート官僚小島果との間に生まれた筆子の3人の娘はいずれも健康に恵まれず、長女は知的障害をもち、後の二人は病弱な子であった。

1891年に起きた濃尾大地震からの孤女を救済するため、1892年、石井亮一が私財をなげうち滝野川村(現 北区滝野川1丁目)に新築した孤女学院は1897年に滝乃川学園と改称し、わが国初の知的障害児施設となった。筆子は、長女を97年頃から滝乃川学園に預けている。



▲滝乃川学園の校舎(北豊島郡滝野川村。明治30年代初め)

1903年、42歳の筆子は石井亮一の高潔な人格に深い感銘を受け、父男爵の強い反対を押し切り再婚した。この結婚により筆子は、前半生の「鹿鳴館」に出入りし、上流階級の子女教育に専念していた華麗な人生に別れを告げ、2年3月6日、24時間全てを滝乃川学園に打ち込み、まさに必死の覚悟で後半生を社会事業に捧げることになった。

生活は貧しく、夫妻の居間は4畳半ほどの部屋で、筆子は毎日、昼は保母養成部で教